

幼児教育・保育の無償化がスタート！

3～5歳児クラスの全ての子どもと0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもが対象です。

- 対象期間は、原則、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。幼稚園は入園できる時期に合わせて満3歳からが対象です。
- 通園送迎費、行事費、副食費などは今までどおり保護者負担です。

幼児教育・保育無償化の主な例

保育の必要性が認められた子ども（保護者が就労などで家庭で保育ができない状況の子ども）

幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援等

【市内の施設】

- 公立 幼稚園(枝野、西根)
中島保育所、
児童館・児童センター(横倉、金津、桜、北郷)
- 私立 角田幼稚園、ミネ幼稚園、角田カトリック幼稚園
角田光の子保育園、なかよし保育園、さくら保育園
なかよしこどもえん

利用

無償

(幼稚園は
月額2.57万円まで)

幼稚園の預かり保育

【市内の施設】

- 私立 角田幼稚園、ミネ幼稚園、角田カトリック幼稚園
なかよしこどもえん(教育部分利用)
- ※無償化を受ける場合は申請が必要です。

利用

幼稚園の利用に加え、
月額1.13万円まで無償

認可外保育施設、一時預かり事業など

【市内の施設】

- 私立 認可外保育施設(2か所)、NPO法人角田保育ママの会
- ※無償化を受ける場合は申請が必要です。

利用

月額3.7万円まで無償

上記以外の子ども（専業主婦(夫)家庭など）

幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援等

【市内の施設】

- 公立 幼稚園(枝野、西根)
児童館・児童センター(横倉、金津、桜、北郷)
- 私立 角田幼稚園、ミネ幼稚園、角田カトリック幼稚園
なかよしこどもえん(教育部分利用)

利用

無償

(幼稚園は
月額2.57万円まで)

Q 「副食費」ってなに？

A おかずやおやつなどの費用です。
今までは保育料に含まれていた料金です。今後は保育料から切り離して計算されますので、副食費としてお支払いが必要です。

Q 保育所の延長保育料は無償化されないの？

A 幼稚園の預かり保育と保育所の延長保育は性質が異なりますので、無償化の対象とはなりません。(保育所は保護者の就労等の時間で利用時間と保育料が決まっています。)

【問い合わせ】子育て支援課(☎63-0134)